県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
１０　月　２０　日
号　外　（１）
火　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次

○　選挙管理委員会告示
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数..... 1

選　挙　管　理　委　員　会　告　示

滋選委告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項および第75条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数、同法第76条第１項、第81条第１項および第86条第１項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、令和８年10月17日現在において次のとおりである。

令和８年10月20日

滋賀県選挙管理委員会委員長　　吉　　田　　清　　一

50分の１の数	22,863
80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と 40万に６分の１を乗じて得た数と 40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数	242,893
栗東市選挙区の３分の１の数	18,837

発行人・発行所　滋　賀　県　大津市京町四丁目１番１号